

東谷中学校サポート隊規約 新旧対照表

旧	新
	第1章 総則
<p>第1条（名称及び事務所）                      本会は東谷中学校サポート隊（以下「サポート隊」という）といい、事務所を東谷中学校に置く。サポート隊は<u>前東谷中学校 PTA の活動意思及び会計を受け継ぐ任意団体である。</u></p>	<p>第1条（名称及び事務所）                      本会は東谷中学校サポート隊（以下「サポート隊」という）といい、事務所を東谷中学校に置く。サポート隊は、<b>子どもが東谷中学校に在籍する保護者で組織する任意団体であり、前身である東谷中学校PTAの会計を受け継ぐものである。</b></p>
<p>第2条（目的及び方針）                      サポート隊は、子どもたちの健全な教育環境を維持するため、本校に在籍する保護者、学校、地域団体と連携し、できる範囲で学校運営のサポート活動を行う。</p>	<p>第2条（目的及び方針）                      サポート隊は、子どもたちの健全な教育環境を維持するため、本校に在籍する保護者、学校、地域団体と連携し、できる範囲で学校運営のサポート活動を行う。</p>
	第2章 サポーター
<p>第3条（会員資格）                      本会の活動趣旨に賛同し、<u>年度当初、マチコミ登録申込</u>を行った者、及び、協力金に同意した者とする。</p>	<p>第3条（加入資格及びサポーター）                      本会の活動趣旨に賛同し、<b>年度中、マチコミ登録を行った者、協力金に同意した者もしくはその両方を行う者とし、その者をサポーターとする。</b></p>
<p>第4条（協力金）                      協力金は、年 1,000 円とし、<u>年度当初、</u>同意した者から徴収する。</p>	<p>第4条（協力金）                      協力金は、<b>在校生徒 1 人当たり年 1, 0 0 0 円とし、年度中のサポートスタッフが指定した徴収月に、</b>同意した者から徴収する。</p>
[新設]	<p>第5条（退会）  <b>サポーターが本会を退会しようとするときは、サポートスタッフに届け出ねばならない。</b>  <b>2 サポーターの子どもが東谷中学校に在籍しなくなったときは、退会したものとみなす。</b></p>
[新設]	<p>第6条（協力金の返還）  <b>退会したサポーターが既に納入した協力金は、退会したサポーターの求めに応じ返還する。</b>  <b>ただし、申し出がない場合もしくは寄付の申し出があった場合は、サポート隊の会計に算入するものとする。</b></p>
	第3章 総会
<p>第5条（総会開催）                      (1) サポート隊は、年度当初に通常総会を開催し、会員の過半数（委任状含む）をもって成立する。また、必要に応じて臨時総会を開催することができる。尚、災害時や感染症の発生時など、書面、または、電磁的（SNS）方法による議決を行使することができる。                      (2) 総会において、次のことを審議・決議する。                      ・規約の改訂                      ・事業報告、会計                      ・監査報告</p>	<p>第7条（総会開催）                      サポート隊は、年度当初に通常総会を開催し、会員の過半数（委任状含む）の出席をもって成立する。また、必要に応じて臨時総会を開催することができる。尚、災害時や感染症の発生時などに<b>限らず、</b>書面または電磁的（SNS）方法による議決を行使することができる。                      2 総会において、次のことを審議、決議する。                      ・規約の改訂                      ・事業報告、会計                      ・監査報告                      ・事業案、会計案</p>

<p>・事業案、会計案 ・その他必要な事項の決議</p> <p style="text-align: center;">旧</p>	<p>・その他必要な事項の決議 (川西市PTA連合会活動決議を含む。)</p> <p style="text-align: center;">新</p>
<p>第6条 (決議) 会員の過半数 (委任状含む) の同意をもって決議する。尚、書面または電磁的 (SNS) による議決を行う場合において、議決権を行使されない会員は議案に同意したものとす。</p> <p>第7条 (サポートスタッフ) サポート隊には、次のスタッフを置く。 ・隊長…1名 ・事務…10名以下 ・会計…1名</p> <p>第8条 (選任) サポートスタッフは、立候補により選出する。</p> <p>第9条 (任期) サポートスタッフの任期は1年、年度初め (4/1) から年度末 (3/31) とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>第10条 (ボランティアスタッフの募集・活動) サポートスタッフは、活動内容、ならびに、活動に応じたボランティアスタッフを募ることができる。活動内容については、サポートスタッフで協議し、<u>最終的に隊長が決定する。</u></p> <p>第11条 (サポートスタッフ・ミーティング) ・隊長は、<u>必要に応じて</u>、サポートスタッフを召集し、ミーティングや運営を行う。 ・サポートスタッフは、サポート隊の運営を円滑に行えるよう努め、ボランティアスタッフに円滑に活動を行ってもらえるよう支援に努める。</p> <p>第12条 (会計) ・サポート隊は、協力金及びその他の収入をもって運営する。 ・サポート隊の会計年度は、4月1日から3月31日までとする。</p> <p>第13条 (会計監査) ・会計監査は、年1回、決算終了後に行う。 ・会計監査役は、前年度サポートスタッフより、2名選出する。</p>	<p>第8条 (決議) サポーターの過半数 (委任状含む) の同意をもって決議する。尚、書面または電磁的 (SNS) による議決を行う場合において、議決権を行使しないサポーターは議案に同意したものとす。</p> <p style="text-align: center;">第4章 サポートスタッフ</p> <p>第9条 (サポートスタッフ) サポート隊には、次のスタッフを置く。 ・会計……………1名 ・その他 ……10名以下</p> <p>第10条 (選任) サポートスタッフは、立候補により選出する。</p> <p>第11条 (任期) サポートスタッフの任期は4月1日から翌年3月31日の1年間とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>第12条 (ボランティアメンバーの募集・活動) サポートスタッフは、活動内容ならびに活動に応じたボランティアメンバーを募ることができる。活動内容については、サポートスタッフで協議し、<u>過半数の同意をもって決定する。</u></p> <p>第13条 (サポートスタッフ・ミーティング) ・<u>1名以上のサポートスタッフが必要とした場合</u>、サポートスタッフを召集し、ミーティングや運営を行う。 ・サポートスタッフは、サポート隊の運営を円滑に行えるよう努め、ボランティアメンバーに円滑に活動を行ってもらえるよう支援に努める。</p> <p style="text-align: center;">第5章 会計</p> <p>第14条 (会計) ・サポート隊は、協力金及びその他の収入をもって運営する。 ・サポート隊の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>第15条 (会計監査) ・会計監査は、年1回、決算終了後に行う。 ・会計監査役は、前年度サポートスタッフより、2名選出する。</p> <p style="text-align: center;">第6章 連携</p>

